

第六次寝屋川市総合計画（素案） パブリック・コメント手続結果

- 意見募集期間 : 令和2年9月1日（火）から9月30日（水）まで
- 意見への対応

| 対応内容 | 件数 |
|-------------------------------|-------------------------|
| ・ 意見による修正を行うもの | 11件 |
| ・ 用語の説明を求める意見に対して、用語解説を別途付すもの | 6件 |
| ・ 別記の理由・趣旨から原案のとおりとするもの | 72件 |
| ・ パブリック・コメント手続制度の趣旨と合致しないもの | 2件 |
| | 意見の総数 91件 (提出者数 10人) |

所属名：経営企画部 企画一課

「第六次寝屋川市総合計画(素案)」への意見のあらましと市の考え方

| 番号 | ページ | 施策 No. | 該当箇所 | 意見のあらまし | 市の考え方 |
|----|------|--------|--------------------------------------|--|---|
| 1 | 3～16 | — | 計画策定に当たって 第1章 計画策定の趣旨 第2章 社会潮流 | 「第1章計画策定の趣旨」と「第2章社会潮流」の順番を逆に変更してはどうか。 | 計画の目的や位置付け、構成などの概要を示す「策定の趣旨」を第1章で示すことにより、計画の全体像が分かりやすくなることから、原案のとおりとします。 |
| 2 | 3 | — | 第1章 計画策定の趣旨 第1節 計画策定の目的 | 「平成23年」は「平成23年（2011年）」に変更すべきではないか。 | 和暦で表記することを基本とし、グラフ等と対応する場合には「平成〇〇年（20〇〇年）」と表記することとしているため、原案のとおりとします。 |
| 3 | 11 | — | 2 寝屋川市の現況 (1) 総人口 | 「市制施行時（昭和26年）」を「市制施行時（昭和26年（1951年））」に変更すべきではないか。 | |
| 4 | 3 | — | 第1章 計画策定の趣旨 第1節 計画策定の目的 | 令和22年（2040年）頃に高齢者人口がピークと なることが見込まれる根拠はあるのか。 | 国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の将来推計人口（平成29年推計）」を根拠としています。 |
| 5 | 3 | — | 第1節 計画策定の目的 | 令和22年（2040年）頃に、経済の低迷や市財政 状況の悪化が見込まれる根拠はあるのか。 | 人口減少・少子高齢化の進行に伴い、労働力不足、経済規模の縮小などが想定されるほか、市財政面では、市税収入の減少や社会保障関連経費の増加による厳しい財政状況が見込まれます。 |

| 番号 | ページ | 施策 No. | 該当箇所 | 意見のあらまし | 市の考え方 |
|----|------|--------|---|--|--|
| 6 | 3 | — | 第1節 計画策定の目的 | 「こうした本市を取り巻く大きな転換期を」を「こうした本市を取り巻く大きな変動を」に変更すべきではないか。 | 御意見の「変動」は「事態に動きがあり、変化すること。」を指し、「転換」は「別のものになること。特に傾向などが違うものになること。」を意味するため、文章や前後のつながり等を精査した結果、原案のとおりとします。 |
| 7 | 24 | — | 第3章 計画推進の基本姿勢 | 「厳しい時代の転換期を迎えます」を「厳しい時代の変動を迎えます」に変更すべきではないか。 | |
| 8 | 3・25 | — | 第1節 計画策定の目的 第3章 計画推進の基本姿勢 3 市民参画によるまちづくりの深化 | 「みんなのまち基本条例」を、正しく「寝屋川市みんなのまち基本条例」に変更すべきではないか。 | 条例や計画の名称については、「寝屋川市」を付さないことで統一しているため、原案のとおりとします。 |
| 9 | 4 | — | 第2節 計画の概要 1 第六次総合計画の特徴 | 「寝屋川水準（※P21参照）」を「寝屋川水準（※P25参照）」に変更すべきではないか。 | 御意見を踏まえ、「寝屋川水準（※P21参照）」を「寝屋川水準（※P25参照）」に変更します。 |
| 10 | 4 | — | 1 等 第六次総合計画の特徴 | 「寝屋川水準」より、「寝屋川独自水準」又は「寝屋川独自基準」と称した方がよいのではないか。 | 「寝屋川水準」とは、政策立案などにおいて、先進的で独創性が高く、社会の仕組みや課題の本質を捉えた市独自の発想や視点のことと定義しており、物事の基礎となるよりどころを意味する「基準」はそぐわないため、原案のとおりとします。 |

| 番号 | ページ | 施策 No. | 該当箇所 | 意見のあらまし | 市の考え方 |
|----|-----|--------|-----------------------------|-------------------------------------|---|
| 11 | 4 | — | 1 第六次総合計画の特徴 | 「成長戦略型の総合計画」の「成長戦略型」の意味を記載すべきではないか。 | <p>「成長戦略型」とは、市が未来に向けて成長していくために、目指す方向性を明確にし、どのような施策に経営資源をより注力していくのかを示すものです。必要な施策・取組を明確にし、積極的・計画的に対応することを意味します。</p> <p>「成長戦略」は、政府や民間企業等でも使用されている一般的な用語ではありますが、御意見を踏まえ、用語解説を付し、分かりやすい計画づくりに努めます。</p> |
| 12 | 6 | — | 2 計画の位置付け (4) SDGs達成への貢献 | 「ステークホルダー」とは何か。 | <p>「ステークホルダー」とは、直接・間接的な利害関係を有する者のことです。</p> <p>用語解説を付し、分かりやすい計画づくりに努めます。</p> |
| 13 | 7 | — | 3 「フューチャー・プル」型による策定 等 | 「RPA」とは何か。 | <p>「RPA」とは、Robotic Process Automationの略で、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するものです。</p> <p>用語解説を付し、分かりやすい計画づくりに努めます。</p> |
| 14 | 7 | — | 3 「フューチャー・プル」型による策定 等 | 「未来像」と「将来像」の定義の違いは何か。 | <p>「未来像」は、具体的な対象がなく、未来にこうなるだろう、こうなるとほしいと想像する客観的な姿やビジョンであり、「将来像」は、具体的な対象が存在し、将来こうなると想定される姿、こうあるべきとして目指す理想像であると考えています。</p> <p>本文中、市の先の時間の姿を示す場合は「将来像」を基本としていますが、「未来像」についてはフューチャー・プルの用語説明として客観的な未来の姿という意味で使用しているため、原案のとおりとします。</p> |

| 番号 | ページ | 施策 No. | 該当箇所 | 意見のあらまし | 市の考え方 |
|----|-----|--------|---|--|---|
| 15 | 9 | — | 4 計画の構成と期間 (2) 期間 | 総合計画の計画期間は、なぜ7年なのか。第六次総合計画（素案）の本文中に「おおむね10年」という語句が使用されており、10年ではないのか。 | 第六次総合計画の期間設定に当たっては、市長任期の4年を基本として、前期4年・後期4年の8年を想定し、そのうち1年を検討期間として要したため、7年の設定としています。 なお、時代の変化を捉える場合は、5年、10年という単位で捉えることが多いため、「おおむね10年」と記載しています。 |
| 16 | 13 | — | 第2章 社会潮流 第1節 人口減少と構造の変化 2 寝屋川市の現況 (4) 現状分析 | 「シルバー世代を迎えることで」を「シルバー世代となることで」に変更すべきではないか。 | 御意見を踏まえ、「シルバー世代を迎えることで」を「シルバー世代となることで」に変更します。 |
| 17 | 14 | — | 第2節 分野別社会潮流 4 経済情勢と雇用を取り巻く動向 | 「内閣府の第19回景気動向指数研究会」を「内閣府の第19回景気動向指数研究会（令和2年7月）」に変更すべきではないか。 | 「内閣府の第19回景気動向指数研究会」及び「第32次地方制度調査会の答申」の文言から内容が特定されるため、原案のとおりとします。 |
| 18 | 16 | — | 8 地方行政の在り方に関する動向 | 「第32次地方制度調査会の答申」を「第32次地方制度調査会の答申（令和2年6月）」に変更すべきではないか。 | |
| 19 | 15 | — | 6 情報通信技術の進歩がもたらす社会変革 | 「多重的な機能」を「多機能」に変更すべきではないか。 | 総務省においても「多重的な機能」という表現を用いているため、原案のとおりとします。 |

| 番号 | ページ | 施策 No. | 該当箇所 | 意見のあらまし | 市の考え方 |
|----|-------|-----------|------------------------|---|--|
| 20 | 15 | — | 6 情報通信技術の進歩がもたらす社会変革 | 「人とICTが共存する社会」を「人がICTを活用する社会」に変更すべきではないか。 | 総務省においても「共存」という表現を用いているため、原案のとおりとします。 |
| 21 | 16 | — | 8 地方行政の在り方に関する動向 | 「Society5.0」とは何か。 | 「Society5.0」とは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のことです。 用語解説を付し、分かりやすい計画づくりに努めます。 |
| 22 | 19 | — | 第1章 将来像 | 行政と議会が知恵と力を出し合いながら地域課題の解決を図っていくことは当然であるため、「行政はもとより、市民・地域団体・事業者及び議会が」を「行政、議会はもとより、市民、地域団体及び事業者（以下「市民」等という）が」に変更してはどうか。 | 御意見を踏まえ、「行政はもとより、市民・地域団体・事業者及び議会が知恵と力を出し合いながら」を「 <u>行政、議会はもとより、市民・地域団体・事業者が知恵と力を出し合いながら</u> 」に変更します。 |
| 23 | 20～23 | — | 第2章 寝屋川市の未来の姿（ランドデザイン） | 「4 まちの姿」の次に、「5 行政の姿」を追加してはどうか。 | 行政（市）が目指す将来の姿については、効率的な組織体制の下、持続可能で健全かつ安定した行財政運営を推進していることであり、第6章「総合計画を軸とした行財政運営の推進」において、その将来像の実現に向けた方向性を記載しているため、原案のとおりとします。 |

| 番号 | ページ | 施策 No. | 該当箇所 | 意見のあらまし | 市の考え方 |
|----|-----|--------|--|--|--|
| 24 | 20 | — | 第2章 寝屋川市の未来の姿 (ランドデザイン) 2 ひとの姿 | ランドデザインは、この計画の目的、ゴールの姿であるのに、手段がそこかしこに出てくる。手段をランドデザインに描けば、その手段を実現するように動き、議論の幅が狭くなり、本来の目的が達成されなくてもその手段を実行したことで目的を達成したがごとき錯覚に陥る。例を示せば「学校ではディベート教育などによる考える力をベースとした「寝屋川方式の学習方法」による教育を受け・・・」という表現など。目的と手段は明確に分離すべきである。目的を達成するための手段はたくさんあり、その議論に封をしてはいけない。そのためにも、目的だけを簡潔に示すべきである。 | ランドデザインは、目指す将来像を描き、これを実現するために効果的な施策を立案することを狙いとするものです。「手段」となる事例を合わせて記載することで、将来像をより分かりやすく、具体的にイメージできるようになり、目指す将来像の実現可能性をより高めることにつながることから、原案のとおりとします。 |
| 25 | 20 | — | (1) 子どもたちが健やかに成長している | 「寝屋川方式の学習法」について、内容が分かるよう具体的に記載してはどうか。 | 「寝屋川方式の学習法」とは、ディベート教育などによって育む「考える力」をベースに、秋田の学習法を取り入れた「ねやがわスタンダード」による指導方法や学習習慣の定着を図ることで、子どもたちの「学力」「体力」などを確実に身に付けさせ、将来をたくましく「生き抜く力」の育成を図る市独自の学習法です。用語解説を付し、分かりやすい計画づくりに努めます。 |
| 26 | 20 | — | (2) 現役世代がワーク・ライフ・バランスのとれた生活スタイルを実現している | 就職先は寝屋川市内だけではないため、「地域で職を得て」を「地域でも職を得て」に変更すべきではないか。 | 地域産業の発展による市内での「働く場」を創出し、職住近接のライフスタイルの実現をランドデザインとしているため、原案のとおりとします。 |
| 27 | 21 | — | 3 暮らしの姿 (2) 「市民が主役」のまちづくりが深化している | 「市民」の定義が明示されていない。「市民・議会・行政のそれぞれが」を「市民等、議会及び行政のそれぞれが」に変更してはどうか。 | 「市民」とは、みんなのまち基本条例において、「寝屋川市に住み、働き、学び、又は活動する個人、団体及び事業者」と規定しており、本計画においてもこの定義を基本とすることから、あえて「市民等」と記載する必要はないと考えるため、原案のとおりとします。 |

| 番号 | ページ | 施策 No. | 該当箇所 | 意見のあらまし | 市の考え方 |
|----|-----|--------|----------------------------------|--|--|
| 28 | 21 | — | (2) 「市民が主役」のまちづくりが深化している | 自治会、民生委員児童委員協議会、校区福祉委員会などの既存団体で「市民が主役」のまちづくりが行えるのか。未来を既存組織に託すということは、これまでと同じで変化がない計画であるように見える。達成手段が本当に正しい選択であるかの議論から始めるために、ランドデザインは言葉をそぎ落としてシンプルに目的のみで記載すべきである。 | 身近な住民組織である自治会を始め、地域協働協議会等が地域課題の解決など様々な活動を行っています。今後、人口減少・少子高齢化が進行する中で、行政（市）だけでは多様化する地域課題に対応することは困難であり、市民との更なる連携強化が不可欠です。こうしたことから、既存の地域コミュニティの更なる活性化を促進するとともに、新たな担い手の確保が図られていることを目指す将来像としているため、原案のとおりとします。 |
| 29 | 22 | — | 4 まちの姿 (2) 安全で魅力的な市街地が形成されている | 「交通利便性の向上を図るための交通手段が市域全体で利用でき、充実した交通網が整備される」とあるが、不可能ではないか。 | 現状における地域公共交通を確保、維持するとともに、様々な手法から公共交通サービスの充実を図ることで、市域を網羅する充実した交通網の整備は実現可能であることから、原案のとおりとします。 |
| 30 | 22 | — | (2) 安全で魅力的な市街地が形成されている | 「密集地域の解消」を「密集住宅地区の解消」に変更すべきではないか。 | 御意見を踏まえ、「密集地域」を「 <u>密集住宅地区</u> 」に変更します。 |

| 番号 | ページ | 施策 No. | 該当箇所 | 意見のあらまし | 市の考え方 |
|----|-----|--------|--------------------------------------|--|---|
| 31 | 25 | — | 第3章 計画推進の基本姿勢 | <p>「4 寝屋川水準の政策立案（本質を捉えたオンラインワンの取組）」の後に、次のとおり追加してはどうか。</p> <p>5 健全な財政運営の確立 寝屋川市の未来の姿（グランドデザイン）を担保するためには、その下部構造（土台）とも言える「未来に向けての健全な財政運営」が不可欠です。現在、策定されている「寝屋川市財政規律ガイドライン」を基礎とし、総合計画とリンクした中長期の財政収支計画を策定、公表し、常に検証を行いながら、健全な財政運営に努めます。</p> <p>6 計画の進行管理の徹底 計画推進に当たっては、市民等及び議会で構成する検証体制を確立し、適時に計画の検証を行い、フューチャー・プル型計画の進捗を管理するとともに、恣意的な政策実効や政策変更を防ぎます。</p> | <p>健全な財政運営の確立については、第6章において市政運営の最上位の計画である総合計画を「軸」とした行財政運営を推進する旨を記載していることから、原案のとおりとします。</p> <p>また、計画の進行管理については、みんなのまち基本条例第21条の規定に基づき、施策等の成果等の検証・公表を行うこととなるとともに、第六次総合計画は総合戦略と統合して作成しており、外部委員で構成する「まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会」において事業の進捗等を検証することから、原案のとおりとします。</p> |
| 32 | 24 | — | 第3章 計画推進の基本姿勢 | <p>「介護や障害者支援といった福祉の充実や、文化や生涯学習などのくらしの質を高めるための取組を維持、向上させ続けることができなくなる可能性があります。」とあるが、高齢者、障害者に対する配慮が必要ではないか。</p> | <p>本文については、介護や障害者支援など市民が安心して地域で生活するために必要不可欠な社会保障・福祉制度の事例を記載したものであり、これらの行政サービスの水準を将来にわたって持続させていかなければならないことを趣旨とするものであることから、原案のとおりとします。</p> |
| 33 | 24 | — | 1 「あれもこれも」ではなく、「あれかこれか」へ（「選択と集中」の加速） | <p>「『あれもこれも』ではなく、『あれかこれか』へ」を「『あれもこれ』ではなく、『あれかこれか』の徹底へ」に変更してはどうか。</p> <p>これから重要となるのは、総合計画に掲載した事業は必ず実行・評価し、載せていない事業は決して予算化しないという意気込みが必要であり、「徹底」にその意味を込めてもらいたい。</p> | <p>今後見込まれる厳しい行財政環境の中、限られた経営資源の重点化（選択と集中）をこれまで以上に加速する必要があることを趣旨とするものですが、想定しえない社会情勢の変化に対して柔軟かつ弾力的に対応していくことも必要であることから、原案のとおりとします。</p> |

| 番号 | ページ | 施策 No. | 該当箇所 | 意見のあらまし | 市の考え方 |
|----|-------|--------|--------------------------------------|---|---|
| 34 | 24 | — | 1 「あれもこれも」ではなく、「あれかこれか」へ（「選択と集中」の加速） | 「将来にわたって持続的に提供できる行財政基盤の確立」を「将来にわたって持続的に行政サービスを提供できる行財政基盤の確立」に変更すべきではないか。 | 御意見を踏まえ、「将来にわたって持続的に提供できる行財政基盤の確立」を「将来にわたって持続的に行政サービスを提供できる行財政基盤の確立」に変更します。 |
| 35 | 24・25 | — | 2 ポテンシャルを最大限に活かし、更に伸ばす | 主なポテンシャルとして、NPOなどサークルも含めた社会的活動が活発である旨を追記してはどうか。 | 御意見のとおり、本市では特定非営利活動法人（NPO法人）や市民活動団体などが活動しており、市のポテンシャルになるものと考えています。そのため、本文に「地域課題を地域で解決するコミュニティの存在」をポテンシャルとして挙げており、この中に特定非営利活動法人等も含まれることから、原案のとおりとします。 |
| 36 | 25 | — | 4 寝屋川水準の政策立案（本質を捉えたオンリーワンの取組） | 「激化する自治体間競争に勝ち残る」ためには、他の自治体等との差別化が必要であり、そのためには寝屋川市及び他市状況の分析が必要であり、その分析に基づいて戦略を練るという方向性を記述すべきではないか。 | 政策を立案するに当たり、市民ニーズを的確に把握するとともに、情報の多角的な分析等は不可欠であると考えています。こうしたことから、施策「市民ニーズの把握・情報発信力の強化」において、「最新の技術を用いた多角的な調査手法等による市民ニーズの把握」及び「情報の多角的な分析等に基づく政策立案」を施策の展開として記述しており、原案のとおりとします。 |
| 37 | 25 | — | 4 寝屋川水準の政策立案（本質を捉えたオンリーワンの取組） | 他の自治体が真似できない競争力とは「人」であり、特に、「地域の多様な課題」を解決できる人づくり、仕組み作りが競争力の源泉になる。既存の地域組織からその様な人材・仕組みが生まれるとは思えない。社会課題を解決するため、その課題解決を掲げて活動する志の高い市民活動団体を使ってはどうか。「市民活動のまち」を掲げることが、若い人を惹きつけるまちづくりになるのではないか。 | 今後、人口減少・少子高齢化が進行する中で、より良い地域社会を築いていくためには、行政はもとより、市民・地域団体・事業者及び議会が知恵と力を出し合いながら、地域課題の解決を図っていく必要があります。こうしたことから、施策「地域づくり・きずなづくり」で記載するとおり、既存の地域コミュニティを始め、様々な市民団体との連携を強化する中で、新たな地域活動の担い手づくり、人材確保の支援を進めていくこととしており、原案のとおりとします。 |

| 番号 | ページ | 施策 No. | 該当箇所 | 意見のあらまし | 市の考え方 |
|----|------------------|--------|---|--|--|
| 38 | 26～ 35、 42 | — | 第4章 まちづくりの方向性 | この総合計画の基本的な施策全てが、「訴求力のある施策」と考えられるため、「訴求力のある施策」の3つのファクターをそれぞれ施策分類の施策と位置付け「第2節 施策分類ごとの方向性」を整理してはどうか。また、計画の体系図の「まちづくりの方向」を「まちづくりの方向（訴求力のあるまちづくり）」に変更してはどうか。 | 施策に係る「事業」の単位では、御意見のとおり、全施策にわたって訴求力のある事業は当然に在り得るものと考えますが、第六次総合計画においては、「施策」の単位で「訴求力」「生活を支える」「くらしの質を高める」にそれぞれを大別し、各施策が目指す目的を明確化したメリハリのある施策展開を図ることを狙いとしているため、原案のとおりとします。 |
| 39 | 26 | — | 第1節 戦略的なまちづくり | 「戦略的」が意味することに対する説明の記述がない。「戦略的＝行き当たりばったりではなく、施策を実行する前にしっかりと計画すること。」等の注釈を明記してはどうか。 | 「第1節 戦略的なまちづくり」の「戦略的」とは、目指す方向性を明確にし、どのような施策に経営資源をより注力していくのかを示すものであり、本文中において「各施策が目指す目的を明確にした上で、それぞれが役割を確実に果たすことで、メリハリの効いたまちづくりを推進」することを記載しているため、原案のとおりとします。 |
| 40 | 26 | — | 第1節 戦略的なまちづくり | 「それぞれ」が指すものが分かりにくいいため、「各施策が目指す目的を明確にした上で、それぞれが役割を確実に果たすことで、」を「各施策が目指す目的を明確にした上で、それぞれの施策が遂行されるときにその役割を確実に果たすことで、」に変更してはどうか。 | 御意見を踏まえ、「各施策が目指す目的を明確にした上で、それぞれが役割を確実に果たすことで」を「各施策が目指す目的を明確にした上で、それぞれの <u>施策</u> が役割を確実に果たすことで」に変更します。 |
| 41 | 30、 72・ 73 | — | 第2節 施策分類ごとの方向性 1 「訴求力のある施策」の方向性 【ファクターI】 子どもに最善を尽くす | 図書館については、戦略プランで僅かに触れるのではなく、子どもの居場所の一例として、ファクターIに含めるべきではないか。 | 図書館については、子どもの居場所のみならず大人の学習の場としてなど、子どもからシルバー世代までのあらゆる世代が利用する生涯学習施設であることから、くらしの質を高める施策として、施策14「学びによる市民文化の向上と発展」に位置付けるため、原案のとおりとします。 |

| 番号 | ページ | 施策 No. | 該当箇所 | 意見のあらまし | 市の考え方 |
|----|-----|--------|---------------------------------------|---|--|
| 42 | 30 | ② | (2) 寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」 | 「市民ニーズや保護者ニーズに寄り添った」を「市民ニーズや保護者ニーズ、子どもニーズにも寄り添った」に変更すべきではないか。 | 市民ニーズは、保護者ニーズや子どもニーズを含んだ用語であるため、「市民ニーズに寄り添った」という原案を基本とした上で、文言の統一を図ります。 (P30「市民ニーズや保護者ニーズに寄り添った」を「 <u>市民ニーズに寄り添った</u> 」に変更します。) |
| 43 | 48 | ② | 戦略プラン②「寝屋川市だから学べる『寝屋川教育』」ビジョン① | ビジョン①「市民ニーズに寄り添った」を「市民ニーズや保護者ニーズ、子どもニーズにも寄り添った」に変更すべきではないか。 | |
| 44 | 49 | ② | 戦略プラン②「寝屋川市だから学べる『寝屋川教育』」施策の展開① | 施策の展開①「市民ニーズに寄り添った」を「市民ニーズや保護者ニーズ、子どもニーズにも寄り添った」に変更すべきではないか。 | |
| 45 | 30 | — | 【ファクターI】子どもに最善を尽くす (3) 子どもを全力で守り抜く | 「子どもの虐待から命と尊厳を守るとともに」は「虐待から子どもの命と尊厳を守るとともに」に変更すべきでは。 | 御意見を踏まえ、「子どもの虐待から命と尊厳を守るとともに」を「 <u>虐待から子どもの命と尊厳を守るとともに</u> 」に変更します。 |
| 46 | 30 | — | その他 | <p>未来を担う子どもたちが、いきいきとして寝屋川に住み続けたいと思えるような環境（妊娠し子どもを産んでも安心して住める環境、子どもを育てながらも安心して仕事ができる環境、経済的に心配なく教育が受けられる環境）を今から丁寧につくっていくことが、少子高齢化への対策として極めて重要である。</p> <p>具体的には、保育所、幼稚園、小学校、中学校を財政的負担の心配なく、安心して利用できる環境の構築が必要であり、次世代を担う市民の声などを参考に、年次計画で具体化されることを希望する。</p> | <p>子どもたちが未来に希望を持って健やかに育ち、また安心して育てられる環境を構築するため、既に幼児教育・保育の無償化や就学援助制度などを実施しているところであり、引き続き、市民ニーズを把握する中で、子育て・教育環境の充実を図ります。</p> <p>本計画では、市民ニーズを迅速かつ的確に把握、分析し、効果的な施策立案を進めていくことを記述しているため、原案のとおりとします。</p> |

| 番号 | ページ | 施策 No. | 該当箇所 | 意見のあらまし | 市の考え方 |
|----|-------|--------|---|--|---|
| 47 | 31 | — | 【ファクターⅡ】誰もが住みたくなるまちをつくる | <p>「訴求力のある施策」のファクターⅡを解体の上、「ポテンシャルをフル活用した都市基盤整備」を「くらしの質を高める施策」に編入し、「将来を見据えた公共施設の集約・複合化」と「働く場の創出と多様な人材の育成・確保」を削除してはどうか。</p> <p>なぜなら、都市基盤整備はようやく他市に追いつくにとどまるものであり、公共施設は行政手続のオンライン化が進めば分散していても構わないと考えられる。また、働く場は基本的に大都市に多く存在することから、狭い寝屋川市に大量に創出することに無理があるため。</p> | <p>ファクターⅡ「誰もが住みたくなるまちをつくる」を構成する3つの施策は、快適で活力のあるまちづくりを推進し、市内外から本市に魅力を感じてもらうために不可欠な施策であるため、原案のとおりとします。</p> |
| 48 | 31 | — | (1) ポテンシャルをフル活用した都市基盤整備 | <p>「寝屋川公園という広大かつ優良な府営公園」を「寝屋川公園という多くの施設からなる広大な府営公園」に変更すべきではないか。</p> | <p>「広大かつ優良な府営公園」に、施設を有する内容も含むため、原案のとおりとします。</p> |
| 49 | 32 | — | <p>【ファクターⅢ】命を全力で守り、豊かなくらしを実現する</p> <p>(2) 防犯力向上による体感治安の改善</p> | <p>「市民、警察を始めとした関係団体等との連携を強化し」を「警察を始めとした関係団体、自治会、市民や事業者の防犯組織等との連携を強化し」に変更すべきではないか。</p> | <p>「関係団体等」に自治会や事業者の防犯組織等も含んでいるため、原案のとおりとします。</p> |
| 50 | 32・63 | — | (3) 健康寿命の延伸 | <p>嫌がる人に対して、強引に健診や指導を受けることを迫るのは、かえってストレスの元になると考えられるため、「訴求力のある施策」のファクターⅢの「健康寿命の延伸」について、「医療体制の充実」のみに圧縮し、「健康づくりの推進」と「生活習慣病の発症・重症化予防の推進」については削除してはどうか。</p> | <p>市民一人ひとりが健やかで安心して生活していただくためには、「医療体制の充実」のみならず、「健康づくりの推進」「生活習慣病の発症・重症化予防の推進」を通じた取組が不可欠であるため、原案のとおりとします。</p> |

| 番号 | ページ | 施策 No. | 該当箇所 | 意見のあらまし | 市の考え方 |
|----|-------|--------|---|--|---|
| 51 | 33・34 | — | 第2節 施策分類ごとの方向性 2 「生活を支える施策」の方向性 3 「くらしの質を高める施策」の方向性 | 2 「(2)誰もが安心して生活でき、共に支え合う地域づくり」と3 「(3)地域づくり・きずなづくり」については、重なる部分が多いため統合してはどうか。 また、2 「(3)衛生的で快適な生活の確保」と2 「(4)環境を守り、日頃のくらしを良好に」についても、同様の理由により統合してはどうか。 | 施策「誰もが安心して生活でき、共に支え合う地域づくり」については、生活を支える施策として福祉や介護などの分野を内容とし、施策「地域づくり・きずなづくり」については、地域コミュニティ・多文化共生などを内容としており、施策展開がそれぞれ異なることから、原案のとおりとします。 また、施策「衛生的で快適な生活の確保」については、地域住民の健康や衛生を支える保健所に係る業務などを内容とし、施策「環境を守り、日頃のくらしを良好に」については、廃棄物処理や環境保全などを内容としており、施策展開がそれぞれ異なることから、原案のとおりとします。 |
| 52 | 34 | — | 3 「くらしの質を高める施策」の方向性 (1) 学びによる市民文化の向上と発展 | 京阪沿線に比べ、JR学研都市線沿線はワークショップ・教室・展示・生涯学習等を開催できる場所がない。JR学研都市線沿線における既存施設の活用等について検討してはどうか。 | 貴重な御意見として承り、今後の事業展開の参考とさせていただきます。 本計画では、京阪沿線エリア及びJR学研都市線沿線エリアが互いに成長し、市域全体の発展を目的とする「2軸化構想」の実現化策の推進に合わせ、既存の施設の活用等を含めた公共施設の在り方等について検討を進めていくこととしており、原案のとおりとします。 |
| 53 | 34 | — | (2) 豊かな自然があるくらし | 「緑」に関する記述がない。 | 本文中の「自然環境と共生するまちづくり」には、みどりのある都市空間の創出などに関する内容を含んでいるため、原案のとおりとします。 |
| 54 | 34 | — | (2) 豊かな自然があるくらし | 寝屋川公園について、マンションの建設や先日発表のあった小中一貫校の建設が進むことから、もっと魅力のある公園にしてはどうか。他府県で行っている事例など情報を取り入れ、魅力ある公園にしていただきたい。 | 貴重な御意見として承り、今後の事業展開の参考とさせていただきます。 本計画では、施策「ポテンシャルをフル活用した都市基盤整備」及び施策「豊かな自然があるくらし」において、寝屋川公園という広大かつ優良な府営公園を、大阪府と連携する中で有効に活用するとともに、今後建設する小中一貫校と合わせて新たな都市ブランドの創出に取り組んでいくこととしており、原案のとおりとします。 |

| 番号 | ページ | 施策 No. | 該当箇所 | 意見のあらまし | 市の考え方 |
|----|-------|--------|------------------------|---|---|
| 55 | 34 | — | (4) 市民ニーズを捉えた行政サービスの充実 | 行政手続だけでなく、市民ニーズを反映して施策・事業を行うということについての記述が必要ではないか。 | 市民ニーズの把握については、施策「市民ニーズの把握・情報発信力の強化」に別途記載しており、本施策ではそこで得たニーズを最も市民と行政が関わる窓口業務などの行政サービスに反映させた施策展開について記載しているため、原案のとおりとします。 |
| 56 | 79 | ⑰ | 施策の展開 | 窓口対応、行政手続だけでなく、市民ニーズを反映して施策・事業を行うということについての記述が必要ではないか。 | |
| 57 | 34・81 | ⑱ | (4) 市民ニーズを捉えた行政サービスの充実 | 3 「(5)市民ニーズの把握・情報発信力の強化」(施策⑱)を削除してはどうか。 結果としてインストール数やフォロワー数が増えるのはともかく、施策指標に掲げる数値を目標にすると職員による奇妙奇抜なアピール合戦に陥る可能性があり、また、7年後に、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムが流行遅れになっている可能性があるため。 | 施策「市民ニーズの把握・情報発信力の強化」については、創意工夫を凝らした効果的な情報発信等を行うことで、市内外における市のイメージの好循環を生み出し、市の魅力を更に高めていくことにつながるため、本施策の積極的な推進は不可欠であり、原案のとおりとします。 なお、施策指標に掲げている「市公式SNS」については、今後の時代の潮流を踏まえ、活用するSNSを変更することも想定しています。 |
| 58 | 34 | — | (4) 市民ニーズを捉えた行政サービスの充実 | シティ・ステーションの業務内容を拡充し、本庁に行かなくても用事が済むようにしていただきたい。 | 貴重な御意見として承り、今後の事業展開の参考とさせていただきます。 本計画では、施策「市民ニーズを捉えた行政サービスの充実」において、市内駅周辺への市民サービスのターミナル化を推進するとともに、各シティ・ステーションの取扱業務を拡充するなど、窓口の更なるワンストップ化を図っていくこととしており、原案のとおりとします。 |
| 59 | 34 | — | (4) 市民ニーズを捉えた行政サービスの充実 | 行政手続のデジタル化を進めていくなれば、高齢者等がパソコン・タブレット・スマートフォンを使える知識が必要であり、勉強・習得する機会を検討していただきたい。 | 貴重な御意見として承り、今後の事業展開の参考とさせていただきます。 本計画では、施策「学びによる市民文化の向上と発展」において、長寿社会を見据えたシルバー世代への学習機会の提供など、生涯学習に関する情報提供と学習機会の充実、学習メニューの充実を図っていくこととしており、原案のとおりとします。 |

| 番号 | ページ | 施策 No. | 該当箇所 | 意見のあらまし | 市の考え方 |
|----|-----|--------|-----------------------|---|--|
| 60 | 35 | — | (5) 市民ニーズの把握・情報発信力の強化 | <p>くらしの質を高める施策のことであるから、「市民ニーズの把握」についての記述の方が重要であるが、「情報発信力の強化」についての記述の方が大きくなっている。</p> <p>情報発信については、必要以上に詳細な事柄まで記述されている。</p> | <p>情報発信に関して、様々な媒体を活用した効果的な発信を行うとともに、発信者と受信者が互いに情報を共有し合う「双方向性」の機能についても記載しており、ニーズ把握に通じるものであるため、原案のとおりとします。</p> |
| 61 | 35 | — | (6) 未来へつなぐ行財政運営 | <p>近い将来、高齢者等のためのトラベルボランティア的な事の導入を検討していただきたい。</p> | <p>貴重な御意見として承り、今後の事業展開の参考とさせていただきます。</p> <p>本計画においては、施策「誰もが安心して生活でき、共に支え合う地域づくり」で、地域住民やボランティアなどの地域福祉に係る活動を支援するなど、市民が互いに支え合い、主体的に福祉課題の解決を試みることができる地域づくりを推進することとしており、原案のとおりとします。</p> |
| 62 | 47 | ① | 施策の展開 | <p>「施策の展開」に父親の子育てについての記述が必要ではないか。</p> | <p>本文中の「子育て世代」には父親も含んでいるため、原案のとおりとします。</p> |
| 63 | 48 | ② | 課題① | <p>「小規模校が増加するなど学校規模の適正化を図る必要性が」とあるが、小規模校での教育環境の優位性を認識し、適正化という名目で統廃合をすべきではない。</p> | <p>学校規模の適正化については、少子化の進行などによる学校の小規模化のみをもって判断するものではなく、児童・生徒の教育環境の維持・充実や施設の老朽化、掛かるコストなどを総合的・複合的に考慮の上、判断されるものであると考えています。そのため、本文中では「小規模校が増加するなど」と記載しており、原案のとおりとします。</p> |
| 64 | 49 | ② | 施策の展開① | <p>「施設一体型小中一貫校を新たなまちづくりのメインアイコンとして位置付ける」との記載があるが、まちづくりに学校建設を使うことはおかしいのではないか。</p> | <p>施設一体型小中一貫校を、この学校に通いたい、通わせたいと感じる意匠・構造とすることで、まちづくりを先導し、周辺地域に影響を及ぼすなど、新住民を誘引する対外的訴求力のある学校を目指すものであり、また、都市計画法において、学校等の教育文化施設は都市施設と位置付けられていることから、原案のとおりとします。</p> |

| 番号 | ページ | 施策 No. | 該当箇所 | 意見のあらまし | 市の考え方 |
|----|-------|--------|----------------|---|--|
| 65 | 48・49 | ② | 課題・ビジョン・施策の展開④ | 教職員が子どもと関わる時間を確保するために先ずすべきことは、1学級の定員数を下げることであり、定員を35人学級から更に減らすべきであるとする。 | 貴重な御意見として承り、今後の事業展開の参考とさせていただきます。 少人数学級を含めた教育条件の整備等については、様々な取組を実施しているところであり、引き続き、児童・生徒の教育環境の維持・充実につながる取組を進めていきます。 |
| 66 | 50 | ③ | 課題① | 「いじめの高度化」を「いじめの悪質化」に変更すべきではないか。 | 本文中の「いじめの高度化」については、インターネット等を利用したいじめなど、いじめの手段が高度になっている状況を示すものであるため、原案のとおりとします。 |
| 67 | 50 | ③ | 課題③ | 「地域の子どもは地域で育てる機運が低下しています」を「地域の子どもを地域で育てる機能が低下しています」又は「地域の子どもは地域で育てるといふ気運が下がっています」に変更すべきではないか。 | 御意見を踏まえ、「地域の子どもは地域で育てる機運が低下しています」を「 <u>地域の子どもは地域で育てるといふ気運が低下しています</u> 」に変更します。 また、同様に、施策10「人権を尊重し、多様性を認め合う社会づくり」のビジョン②(P64)の「機運が醸成されています。」を「 <u>気運が醸成されています。</u> 」に変更します。 |
| 68 | 52 | ④ | 課題② | 「人口減少・少子高齢化による駅周辺の空き家の増加」を「人口減少・少子高齢化や住宅の老朽化による駅周辺の空き家の増加」に変更すべきではないか。 | 空き家の増加については、様々な要因によるものですが、ここでは要因の根本にある人口減少について記載しているため、原案のとおりとします。 |
| 69 | 53 | ④ | 施策の展開⑥ | 「まちの状況」を「地域の状況」に変更すべきではないか。 | 交通環境の確保においては、地域の状況のみならず、市域全体の状況を勘案して取り組む必要があることから「まち」と記載しているため、原案のとおりとします。 |

| 番号 | ページ | 施策 No. | 該当箇所 | 意見のあらまし | 市の考え方 |
|----|-------|--------|----------------|--|---|
| 70 | 60 | ⑧ | 課題① | 防犯カメラ等の設置が犯罪を減少させるという根拠はあるのか。 | 国土交通省、文部科学省、警察庁が地方公共団体に周知している「安全で安心なまちづくり～防犯まちづくりの推進～」においても防犯カメラの設置が推奨されるなど、一定の犯罪抑止効果及び犯罪の証拠撮影などの面で効果があると考えています。 |
| 71 | 61 | ⑧ | 施策の展開① | 「市内四駅周辺」を「市内4駅周辺」に変更すべきではないか。 | 御意見を踏まえ、「市内四駅周辺」を「市内4駅周辺」に変更します。 |
| 72 | 65 | ⑩ | 施策の展開② | 「人権擁護都市」の記述が必要ではないか。 | 本文中の「人権尊重の視点に立った社会づくり」については、本市が「人権擁護都市」を宣言していることを前提とした記述であるため、原案のとおりとします。 |
| 73 | 64・65 | ⑩ | 課題・ビジョン・施策の展開③ | DVは、課題・ビジョン・施策の展開②又は課題・ビジョン・施策の展開④を追加し、記載すべきではないか。 | 施策の展開「ダイバーシティの推進」については、ジェンダー（社会的・文化的に形成される性別）に関する課題等を含んでおり、DV（ドメスティック・バイオレンス）は、このジェンダーに関する課題と密接に関連するものであることから、記述する項目は妥当であると考えため、原案のとおりとします |
| 74 | 70 | ⑬ | 課題① 課題⑤ | 課題①のごみ排出量、リサイクル率、課題⑤の二酸化炭素量排出量のそれぞれの数値は、良いのか悪いのか分からない。ビジョンを数値で示すことはできないのか。 | ビジョンを数値で表すため、「市民一人・1日当たりのごみ排出量」の削減、「再生利用率（リサイクル率）」の向上を施策指標として設定しています。 また、「二酸化炭素量排出量」については、市環境基本計画、市地球温暖化対策地域計画に目標を記載する予定であり、排出量の削減に向けて取り組んでいきます。 |

| 番号 | ページ | 施策 No. | 該当箇所 | 意見のあらまし | 市の考え方 |
|----|-------|--------|----------------|--|---|
| 75 | 71 | ⑬ | 施策の展開⑤ | 環境問題への意識を高めただけでは、気候変動への適応、環境負荷の低減は図れないと思う。 | 現在の世代が享受している環境の恵沢を次の世代にも引き継いでいくためには、一人ひとりの環境への意識の醸成が不可欠であるため、原案のとおりとします。 |
| 76 | 74・75 | ⑮ | 課題・ビジョン・施策の展開① | 「みどり」を「緑」に変更すべきではないか。 | 「みどりの基本計画」において「周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペースなど」を「みどり」と定義しているため、原案のとおりとします。 |
| 77 | 76 | ⑯ | 課題① | 「効率的・効果的に」を「効果的に」に変更すべきではないか。 | 地域課題が多様化・複雑化する中で、各団体間で重複している事業を整理するなど、効率性を高めていくことが必要であるため、原案のとおり「効率的」の文言を用いることとします。なお、課題①とビジョン①の文言を統一するため、ビジョン①の「効率的に」を「 <u>効率的・効果的に</u> 」に変更します。 |
| 78 | 76 | ⑯ | ビジョン① | 「効率的に」を「効果的に」に変更すべきではないか。 | |
| 79 | 79 | ⑰ | 施策の展開① | 「行政手続の簡略化を進めるとともに、季節ごとに増減する来庁者数に」を「行政手続の効率化を進めるとともに、時期的に増減する来庁者数に」に変更すべきではないか。 | 本文の内容と御意見の内容は大きく異なるものではないため、原案のとおりとします。 |
| 80 | 78 | ⑰ | 課題③ | 「シルバー世代など」を「会葬するシルバー世代など」に変更すべきではないか。 | 御意見を踏まえ、「シルバー世代などには」を「 <u>会葬者にとって</u> 」に変更します。 |

| 番号 | ページ | 施策 No. | 該当箇所 | 意見のあらまし | 市の考え方 |
|----|-----|--------|--------|---|---|
| 81 | 79 | ⑰ | 施策の展開③ | 市民が利用しやすい施設環境の整備は、シティ・ステーションと斎場施設だけなのか。 | 施策「市民ニーズを捉えた行政サービスの充実」として市民サービス等に関する施設を対象とした施策展開を内容とするものであるため、原案のとおりとします。 |
| 82 | 79 | ⑰ | 施策指標 | 施策指標「個人番号カードの交付率」の目標値について、現実的な数値への下方修正をしてはどうか。 | 令和元年6月に政府決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」において、令和3年3月からのマイナンバーカードの健康保険証としての利用開始等を踏まえ、令和4年度中にはほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、普及を進めていくこととされました。 これを踏まえ、令和元年10月に策定しました「マイナンバーカード交付円滑化計画」において、個人番号カードの交付率の目標値を設定しており、第六次寝屋川市総合計画においても、当該計画と同じ数値目標を設定するため、原案のとおりとします。 |
| 83 | 80 | ⑱ | 課題③ | 市役所では、各種の情報が紙媒体からデジタル媒体へ加速度的に移行し、例えば、市民情報コーナーから紙の市議会会議録が撤去されています。市政情報を必要とする市民に情報が届けられていません。 | 貴重な御意見として承り、今後の事業展開の参考とさせていただきます。 本文中において、情報発信については「対象者に応じた媒体の活用、創意工夫のある質の高い情報発信により、市民に情報を効果的に届けます」としているため、原案のとおりとします。 |
| 84 | 83 | ⑲ | 施策の展開① | 「徴収率（収納率）の更なる向上」を「市税の徴収率（収納率）の更なる向上」に変更すべきではないか。 | 市税のみでなく、国民健康保険料・介護保険料等も含めるため、原案のとおりとします。 |
| 85 | 82 | ⑲ | 課題② | 社会経済情勢に適合した「能力・実績を基本とした人事制度」及び「役職や勤務成績に応じた給与制度」とすることが困難となる理由が分からない。 | 現状の人事制度の状態のままでは、記載の内容を実現することが困難であるということを示しています。 |

| 番号 | ページ | 施策 No. | 該当箇所 | 意見のあらまし | 市の考え方 |
|----|-----|--------|------|--|---|
| 86 | 表紙 | — | 計画名 | <p>5ページの「2 計画の位置付け」に、今回策定される第六次総合計画は、第2期市まち・ひと・しごと創生総合戦略と統合するとあるが、素案の表紙のタイトルは、「第六次寝屋川市総合計画（素案）」となっている。</p> <p>第2期市まち・ひと・しごと創生総合戦略と統合して一体的に策定するのであれば、そのことが明確になるように、素案の表紙（計画書の表紙）にも、両方の計画名を記載すべきではないか。</p> | <p>御意見を踏まえ、表紙に「第2期寝屋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を併記することとします。</p> |
| 87 | 全体 | — | 全体 | <p>記述の分量が多く読みづらいため、全体的に分量を減らしてはどうか。</p> | <p>総合計画はまちづくり及び市政運営の指針となるものとして、市政運営全般にわたる政策分野を網羅しつつ、市の将来像や各施策の基本的な考え方を示す必要があり、また、市民等に計画内容を理解していただくためには一定の記述を要するため、原案のとおりとします。</p> |
| 88 | 全体 | — | 全体 | <p>全体的に横文字が多いことから、市が意図している意味を明確にするため、日本語も併記すべきではないか。</p> | <p>御意見を踏まえ、用語解説を付すなど、分かりやすい計画づくりに努めます。</p> |
| 89 | 全体 | — | 全体 | <p>住んでいる市民を分断する「新住民」という文言は、市民一人ひとりの力を結集する市の方針に合わないため、「市民」に変更してはどうか。</p> | <p>今後、本市においては、人口減少に加えて、近隣他市を上回るペースで高齢化が進行することが予測されます。将来にわたって現在の行政サービスを維持、向上させていくためには、現在の市民に住み続けていただくことはもちろん、市外からの新住民を本市に誘引し、人口構成のリバランスを図っていく必要があります。こうしたことから、第六次総合計画は、現在の市民に加え、市外からの新住民となる将来市民も含めたまちづくりの指針となるものと位置付けているため、原案のとおりとします。</p> |

【以上89件の意見】